

大和市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第69号

大和市契約規則の一部を改正する規則

大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改める。

第28条中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同条第2号中「800, 000円」を「1, 500, 000円」に改め、同条第3号中「400, 000円」を「800, 000円」に改め、同条第4号中「300, 000円」を「500, 000円」に改め、同条第6号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

第37条第2項第1号中「1, 300, 000円」を「第28条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」に改める。

第55条第1項ただし書、第56条ただし書、第62条第1項ただし書及び第77条中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市契約規則（以下「新規則」という。）第29条第1項の規定による見積書の徵収その他新規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(大和市物品取扱規則の一部改正)

3 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第5号中「100, 000円」を「1, 500, 000円」に改める。

(大和市事務分掌規則の一部改正)

4 大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条総務部契約検査課第2号中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同課第3号中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改め、同課第4号中

「400, 000円」を「800, 000円」に改める。